

9	建築物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	種類又は用途		構造	造	
					届出部分	既存部分	合計
			敷地面積	m ²	m ²	m ²	
			緑地面積	(%)	(%)	(%)	
			延べ面積	m ²	m ²	m ²	
			最高の高さ	m	m	※工作物・附帯施設を含む	
			階数	造 階建て			
			建築物の附帯施設等				
			修繕、模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積			m ²
				外観の変更部分の見付面積			m ²
行為の種類及び内容	工作物	<input type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 外観の変更 <input type="checkbox"/> 修繕 <input type="checkbox"/> 模様替 <input type="checkbox"/> 色彩変更	種類又は用途		構造	造	
					届出部分	既存部分	合計
			敷地面積	m ²	m ²	m ²	
			緑地面積	(%)	(%)	(%)	
			建築面積	m ²	m ²	m ²	
			最高の高さ	m	m	※工作物・附帯施設を含む	
			工作物の附帯施設等				
			修繕、模様替又は色彩の変更に関する事項	立面の各部位の合計面積			m ²
				外観の変更部分の見付面積			m ²
			土地の形質の変更等	行為の区分	<input type="checkbox"/> 開発行為 <input type="checkbox"/> 土石類 () の採取 <input type="checkbox"/> 土地の形質の変更 (宅地の造成、開墾、)		
		届出部分		既存部分	合計		
土地の面積	m ²	m ²		m ²			
緑地面積	(%)	(%)		(%)			
法面・擁壁の高さ	m	m		m			
法面・擁壁の長さ	m	m		m			
木竹の伐採及び移植	行為の種類	樹種 ()、伐採、移植					
			届出部分	既存部分	合計		
	行為の面積	m ²	m ²	m ²			
	植樹及び緑化の計画						

物件の集積等	行為の区分	<input type="checkbox"/> 土石 <input type="checkbox"/> 廃棄物() <input type="checkbox"/> 再生資源() <input type="checkbox"/> その他()		
		届出部分	既存部分	合計
	土地の面積	m ²	m ²	m ²
	物品等の高さ	m	m	m
	集積等の期間	日間 年月日～ 年月日		
	擁壁・緑化の計画			

備考

- 「協議者」欄には代理者、設計者、施工者の方ではなく、行為を行おうとする方の住所、氏名等を記入すること。
また、届出者が公共団体、法人その他の団体にあつては、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記入すること。
- 代理者が届出を行う場合は、委任状を添付すること。
- 「種類又は用途」欄は、建築物にあつては用途を、工作物にあつては種類又は用途（例 煙突、飼料貯蔵する施設等）を、工作物のうち柵及び塀にあつては種類（例フェンス、ブロック塀等）を記入すること。
- 「」のある欄は、該当する項目全てをチェック又はで表示すること。
- 「高さ」については、特段の定めがない限り、地盤面から建築物、工作物、附帯施設を含めた最高の高さを記入すること。
- 届出の対象となる部分が複数ある場合は、「裏」を用いて、届出の対象となるそれぞれの部分について記入すること。
この場合、届出の対象となるそれぞれの部分が、敷地内のどこに位置するかが分かるように、配置図に物件番号（例：建-1、建-2、工-1、・・・等）を記入すること。
- 各欄内に記入しきれない場合は、添付する図面に記入すること。
- 不要な文字は、抹消すること。
- この協議書には、景観形成方針チェックシート、色彩計画書（建築物・工作物に限る。）の他に行為の種類に応じて別表に定める図面（行為の変更の届出にあつては、当該図面のうち必要なもの）を添付すること。

別表第1（第3条関係）

大規模な行為等届出地区における景観形成方針適合協議書添付図面

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
建築物等の建築等、建設等	位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（縮尺200分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置及び面積 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（縮尺200分の1以上のもので、着色したもの）	方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状、高さ 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転、外観を変更することとなる修繕若しくは模様替若しくは色彩の変更（以下「移転等」という。）に係る届出にあっては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況を示すカラー写真とする。
	景観シミュレーション	周辺も含めた現況写真に計画案を合成したコンピューターグラフィックス等	必要と認める場合
開発行為、土地の開墾、土石の採取、鉱物の掘採その他土地区画形質の変更、木竹の伐採、屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の堆積	位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	現況図（縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地及び付近の土地利用の現況、地形及び標高 行為の区域 隣接する道路の位置及び幅員 縦横断面図の方向	
	計画図（縮尺1,000分の1以上のもの）	方位 行為地の形状及び寸法 行為後の地形及び地盤高 行為後の法面、擁壁その他の構造物の位置、種類及び規模 行為後の土地利用計画及び緑化計画 行為中の遮へい物の位置、種類、構造及び規模	

	縦断面図及び横断面図（縮尺1, 000分の1以上のもの）		行為の前後における土地の縦断面図及び横断面図とする。
	構造物等の詳細図（縮尺200分の1以上のもの）		法面、擁壁その他の構造物の立面図及び標準断面図とする。
	現況写真	撮影位置及び方向を現況図に示すこと。	行為地を含む付近の状況を示すカラー写真とする。
	景観シミュレーション	周辺も含めた現況写真に計画案を合成したコンピューターグラフィックス等	必要と認める場合

別表第2（第3条関係）

特定施設届出地区における景観形成方針適合協議書添付図面

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
建築物等の建築等、建設等	位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（縮尺200分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置及び面積 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（縮尺200分の1以上のもので、着色したもの）	方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状、高さ 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転等に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況を示すカラー写真とする。
	景観シミュレーション	周辺も含めた現況写真に計画案を合成したコンピューターグラフィックス等	必要と認める場合

別表第3（第3条関係）

中津城周辺景観形成地区における景観形成方針適合協議書添付図面

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
建築物等の建築等、建設等	位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（縮尺200分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置及び面積 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（縮尺200分の1以上のもので、着色したもの）	方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状、高さ 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転等に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況を示すカラー写真とする。
	景観シミュレーション	周辺も含めた現況写真に計画案を合成したコンピューターグラフィックス等	必要と認める場合

別表第4（第3条関係）

景観形成重点地区における景観形成方針適合協議書添付図面

行為の種類	図面		
	種類	明示すべき事項	備考
建築物等の建築等、建設等	位置図（縮尺2,500分の1以上のもの）	方位 道路 目標となる地物 行為の位置	
	配置及び緑化計画図（縮尺200分の1以上のもの）	方位 敷地の形状及び寸法 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置 隣接する道路の位置及び幅員 隣接する土地の建築物等の種類 隣接する土地との高低差 植栽樹木等の位置及び面積 張り芝等の位置及び面積 外構施設の位置、材料及び面積	
	立面図（縮尺200分の1以上のもので、着色したもの）	方位及び寸法 開口部、屋外設備、軒等の位置及び形状、高さ 壁面及び屋根の材料及び色彩	建築物等の移転等に係る届出にあつては、カラー写真に代えることができる。
	現況写真	撮影位置及び方向を配置及び緑化計画図に示すこと。	行為地を含む付近の状況を示すカラー写真とする。
	景観シミュレーション	周辺も含めた現況写真に計画案を合成したコンピュータグラフィックス等	必要と認める場合

景観形成方針チェックシート

【大規模な行為等届出地区・特定施設届出地区】

「□」欄は、チェック又は■で景観形成基準を確認したことを表示すること。
そのうち、配慮した事項については、右欄にその内容を記入すること。

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容																											
建築物・工作物	<input type="checkbox"/> 既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。 <input type="checkbox"/> 道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。(ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。)※推奨値；2階以下の部分は3m、3階以上の部分は5m以上																												
	<input type="checkbox"/> まちなみや自然など周辺景観と調和した高さ・形態・意匠とする。(目安を超える場合は、切妻屋根とするなど形態・意匠の工夫により周辺景観との調和に配慮する。)																												
	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">用途地域名</th> <th colspan="2">高さの最高限度の目安</th> </tr> <tr> <th>階 数</th> <th>高 さ</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">都市 計 画 区 域</td> <td>第1種低層住居専用地域</td> <td>3階以下</td> <td>10m以下</td> </tr> <tr> <td>商業地域</td> <td>10階以下</td> <td>30m以下</td> </tr> <tr> <td>その他の用途地域</td> <td>5階以下</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td>無指定地域</td> <td>6階以下</td> <td>18m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">準都市計画区域</td> <td>5階以下</td> <td>15m以下</td> </tr> <tr> <td colspan="2">その他の地域</td> <td>4階以下</td> <td>13m以下</td> </tr> </tbody> </table>	用途地域名		高さの最高限度の目安		階 数	高 さ	都市 計 画 区 域	第1種低層住居専用地域	3階以下	10m以下	商業地域	10階以下	30m以下	その他の用途地域	5階以下	15m以下	無指定地域	6階以下	18m以下	準都市計画区域		5階以下	15m以下	その他の地域		4階以下	13m以下	
	用途地域名			高さの最高限度の目安																									
			階 数	高 さ																									
	都市 計 画 区 域	第1種低層住居専用地域	3階以下	10m以下																									
		商業地域	10階以下	30m以下																									
		その他の用途地域	5階以下	15m以下																									
		無指定地域	6階以下	18m以下																									
	準都市計画区域		5階以下	15m以下																									
その他の地域		4階以下	13m以下																										
<input type="checkbox"/> 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。 <input type="checkbox"/> 中津城や八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。																													
<input type="checkbox"/> マンセル値により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮した落ち着いたある色彩・素材とする。																													
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2" rowspan="2">色 相</th> <th rowspan="2">R(赤)~Y(黄)</th> <th colspan="2">その他の色相</th> </tr> <tr> <th>GY(黄緑)</th> <th>他</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4" style="text-align: center;">用 途 地 域 内</td> <td>城下町エリア</td> <td>彩度 4以下</td> <td>彩度 2以下</td> <td>原則使用不可</td> </tr> <tr> <td>市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア</td> <td>彩度 4以下</td> <td colspan="2">彩度 2以下</td> </tr> <tr> <td rowspan="2" style="text-align: center;">用 途 地 域 外</td> <td>郊外田園エリア 山国川水系・ 名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア</td> <td>彩度 3以下</td> <td colspan="2">彩度 2以下</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	色 相		R(赤)~Y(黄)	その他の色相		GY(黄緑)	他	用 途 地 域 内	城下町エリア	彩度 4以下	彩度 2以下	原則使用不可	市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	彩度 4以下	彩度 2以下		用 途 地 域 外	郊外田園エリア 山国川水系・ 名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	彩度 3以下	彩度 2以下									
色 相				R(赤)~Y(黄)	その他の色相																								
		GY(黄緑)	他																										
用 途 地 域 内	城下町エリア	彩度 4以下	彩度 2以下	原則使用不可																									
	市街地エリア 臨海工業エリア 沿岸エリア 郊外住宅エリア 古代遺跡エリア	彩度 4以下	彩度 2以下																										
	用 途 地 域 外	郊外田園エリア 山国川水系・ 名勝耶馬溪エリア 中山間エリア 森林保全エリア	彩度 3以下	彩度 2以下																									
<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、塀等の各壁面のアクセント色は見付面積の20%未満とする。(但し、屋外広告物がある場合はそれを除いた面積の20%未満)																													

事 項		景観形成基準	主に配慮した内容
建築物・工作物	色彩素材	<input type="checkbox"/> 屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、まちなみや自然などの周辺景観と調和したものとする。	
		<input type="checkbox"/> 中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。	
		<input type="checkbox"/> 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。	
	外構	<input type="checkbox"/> まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。※推奨値;敷地面積の3%以上	
		<input type="checkbox"/> 既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。	
		<input type="checkbox"/> 屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。	
		<input type="checkbox"/> 広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。(広告物の総表示面積の50%以上に、景観形成基準に準じた色彩を使用することを推奨します。)	
		<input type="checkbox"/> 屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。	
<input type="checkbox"/> 屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。			
	<input type="checkbox"/> 自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。		
	<input type="checkbox"/> 夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。		
開発行為、土石類の採取、宅地の造成、その他の土地の形質変更	<input type="checkbox"/> 必要最小限の形質の変更や既存樹木の保全、周辺との調和に配慮した形態・素材の採用、在来種等による緑化等により、開発後の土地の地貌(ちぼう)及び景観が、周辺景観と調和したものなるように配慮する。 ※緑化の推奨値;敷地面積の3%以上		
樹木の伐採又は移植	<input type="checkbox"/> 伐採・移植する範囲は、周辺景観を著しく損ねることのないよう必要最小限とする。		
	<input type="checkbox"/> 伐採される樹林が果たす景観上の役割を考慮し、樹林地の一部を保全又は可能な限り緑化するなど周辺景観との調和に配慮する。		
屋外における土石、廃棄物、再生資源等の物件の集積又は貯蔵	<input type="checkbox"/> 道路などの公共の場から望見できる部分については、道路側の敷地境界線からできる限り後退した位置や道路などから直接見えない位置への配置、植栽や塀による遮蔽、積み上げ高さを低く抑えるなどにより、公共の場からの眺望に配慮する。		

景観形成方針チェックシート

【中津城周辺景観形成地区】

「□」欄は、チェック又は■で景観形成基準を確認したことを表示すること。
そのうち、配慮した事項については、右欄にその内容を記入すること。

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容														
建築物・工作物	<input type="checkbox"/> 既にまちなみが形成されている地域では、まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。															
	<input type="checkbox"/> 道路等の公共用地に接する境界線からできる限り離れた位置に建て、通りに面してゆとりある配置とする。 (ただし、壁面後退が困難な狭小宅地を除く。) ※2階以下の部分は3m、3階以上の部分は5m以上															
	<input type="checkbox"/> 城下町の風情を保全するとともに、主な視点場から中津城への眺望を妨げないように、建築物・工作物は原則として2階建て程度以下とし、用途地域ごとに下記の高さを最高限度とする。(既存のマンション等を除く。) <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="padding: 2px;">用 途 地 域</th> <th style="padding: 2px;">高さ制限値</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">第1種低層住居専用地域</td> <td style="padding: 2px;">10m以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">商 業 地 域</td> <td style="padding: 2px;">15m以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">上 記 以 外</td> <td style="padding: 2px;">12m以下</td> </tr> </table> <input type="checkbox"/> 高さの推奨値 <table style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">下正路、角木町、市場の一部</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">8m以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">諸町、殿町、京町、外馬場の一部</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">10m以下</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">諸町、新魚町、外馬場の一部</td> <td style="padding: 2px; text-align: right;">7m以下</td> </tr> </table>	用 途 地 域	高さ制限値	第1種低層住居専用地域	10m以下	商 業 地 域	15m以下	上 記 以 外	12m以下	下正路、角木町、市場の一部	8m以下	諸町、殿町、京町、外馬場の一部	10m以下	諸町、新魚町、外馬場の一部	7m以下	
	用 途 地 域	高さ制限値														
	第1種低層住居専用地域	10m以下														
	商 業 地 域	15m以下														
	上 記 以 外	12m以下														
	下正路、角木町、市場の一部	8m以下														
	諸町、殿町、京町、外馬場の一部	10m以下														
	諸町、新魚町、外馬場の一部	7m以下														
	<input type="checkbox"/> 城下町の風情を感じさせる景観と調和した形態・意匠とする。															
	<input type="checkbox"/> 特に中津城周辺については伝統的な建築様式と調和した意匠とする。															
<input type="checkbox"/> 大規模な建築物の外壁は、形態の工夫や目地による分節化等により、周辺に圧迫感を与えないように配慮する。																
<input type="checkbox"/> 中津城や八面山の稜線などへの眺望に配慮した形状となるよう努める。																
<input type="checkbox"/> マンセル値により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる色彩・素材とする。 <table border="1" style="margin: 5px auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <th style="padding: 2px;">色 相</th> <th style="padding: 2px;">R(赤)～Y(黄)</th> <th style="padding: 2px;">GY(黄緑)</th> <th style="padding: 2px;">他</th> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">彩 度</td> <td style="padding: 2px;">4以下</td> <td style="padding: 2px;">2以下</td> <td style="padding: 2px;">原則使用不可</td> </tr> </table>	色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩 度	4以下	2以下	原則使用不可								
色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他													
彩 度	4以下	2以下	原則使用不可													
<input type="checkbox"/> 上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情に相応しいものとする。																
<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、塀等の各壁面のアクセント色は見付面積の10%未満とする。(但し、屋外広告物がある場合はそれを除いた面積の10%未満)																
<input type="checkbox"/> 中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。																
<input type="checkbox"/> 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。																

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容	
建築物・工作物	外構	<input type="checkbox"/> まちなみや自然など周辺景観との調和に配慮し、敷地内のオープンスペースの確保に努めるとともに、出来る限り緑化に努める。	
		<input type="checkbox"/> 既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 塀などを設ける場合は、自然素材を用いるなどにより地域の景観との調和に配慮するとともに、景観の向上に資するよう努める。	
		<input type="checkbox"/> 屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。	
		<input type="checkbox"/> 広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。(広告物の総表示面積の50%以上に、景観形成基準に準じた色彩を使用することを推奨します。)	
		<input type="checkbox"/> 屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。	
		<input type="checkbox"/> 屋外駐車場は、樹木や花等の緑化により地域の景観の向上に努める。	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。	

景観形成方針チェックシート

【景観形成重点地区：島田本町地区、蛭子町地区】

「□」欄は、チェック又は■で景観形成基準を確認したことを表示すること。
そのうち、配慮した事項については、右欄にその内容を記入すること。

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容								
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> まちなみとの調和や連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。								
	高さ 形態 意匠	<input type="checkbox"/> 建築物・工作物は原則として2階建て程度以下とする。やむを得ず3階以上になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、3階以上の壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮(和風のまちなみに相応しいもの)とする。								
		<input type="checkbox"/> 格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。								
	色彩 素材	<input type="checkbox"/> マンセル値により以下の色彩とする。さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる(島田本町)又は和風のまちなみに相応しい(蛭子町)落ち着いた色のある色彩・素材とする。 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 5px;"> <tr> <td style="text-align: center;">色 相</td> <td style="text-align: center;">R(赤)～Y(黄)</td> <td style="text-align: center;">GY(黄緑)</td> <td style="text-align: center;">他</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">彩 度</td> <td style="text-align: center;">4以下</td> <td style="text-align: center;">2以下</td> <td style="text-align: center;">原則使用不可</td> </tr> </table>	色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩 度	4以下	2以下	原則使用不可
		色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他					
		彩 度	4以下	2以下	原則使用不可					
		<input type="checkbox"/> 上記に加えて、屋根面はできる限り無彩色または低明度・低彩度色を使用し、城下町の風情(島田本町)又は和風(蛭子町)に相応しいものとする。								
		<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、塀等の各壁面のアクセント色は見付面積の10%未満とする。(但し、屋外広告物がある場合はそれを除いた面積の10%未満)								
		<input type="checkbox"/> 漆喰調仕上げ又は板張り等、城下町の風情(島田本町)又は和風の雰囲気(蛭子町)を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める。								
		<input type="checkbox"/> 中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。								
	<input type="checkbox"/> 耐久性・耐候性に優れた材料を積極的に取り入れるように努める。									
	外構	<input type="checkbox"/> 公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮する。								
		<input type="checkbox"/> 既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。								
		<input type="checkbox"/> 車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和の取れたものとする。								
<input type="checkbox"/> 門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとする。										

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容	
建築物・工作物	外構	<input type="checkbox"/> 屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮する。	
		<input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物と調和させる。	
		<input type="checkbox"/> 広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠とする。(広告物の総表示面積の50%以上に、景観形成基準に準じた色彩を使用することを推奨します。)	
		<input type="checkbox"/> 屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機等については、周辺の景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。	

景観形成方針チェックシート

【景観形成重点地区：豊後街道地区】

「□」欄は、チェック又は■で景観形成基準を確認したことを表示すること。
そのうち、配慮した事項については、右欄にその内容を記入すること。

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容								
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみとの調和や町屋の連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。								
	高さ 形態 意匠	<input type="checkbox"/> 城下町の風情を保全するため、建築物・工作物の高さは原則として2階建て程度以下とし、高さの最高限度を10m以下とする。やむを得ず3階になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。								
		<input type="checkbox"/> 町屋が連続する歴史的まちなみに配慮し、格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。								
	色彩 素材	<input type="checkbox"/> 壁、屋根の色彩基準(マンセル値)は、以下の色彩とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="padding: 2px;">色 相</td> <td style="padding: 2px;">R(赤)～Y(黄)</td> <td style="padding: 2px;">GY(黄緑)</td> <td style="padding: 2px;">他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">彩 度</td> <td style="padding: 2px;">4以下</td> <td style="padding: 2px;">2以下</td> <td style="padding: 2px;">原則使用不可</td> </tr> </table>	色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩 度	4以下	2以下	原則使用不可
		色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他					
		彩 度	4以下	2以下	原則使用不可					
		<input type="checkbox"/> さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いた色彩となるように努める。								
		<input type="checkbox"/> 漆喰仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める								
		<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、塀等の各壁面のアクセント色は見付面積の5%未満とする。(但し、屋外広告物がある場合はそれを除いた面積の5%未満)								
		<input type="checkbox"/> 中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。								
	<input type="checkbox"/> 耐久性・耐候性に優れた材料や環境に優しい素材・製品を積極的に取り入れるように努める。									
	外構	<input type="checkbox"/> 城下町に相応しい既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。また、花壇やプランターの配置により、潤いのある景観の形成に努める								
		<input type="checkbox"/> 門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとなるように努める。								
		<input type="checkbox"/> 車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和に努める。								
<input type="checkbox"/> 公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮するように努める。										

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容	
建築物・工作物	外構	<input type="checkbox"/> 屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠となるように努める。	
		<input type="checkbox"/> 屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機を新設又は交換する場合は、建物の外壁と調和した木製の囲いやこげ茶色(マンセル値 10YR 2.0/1.0程度)にする等により、周辺の景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 太陽光パネル等(広告物を除く。)を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設けるか、黒色の薄型パネルの設置などにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮するように努める。	

景観形成方針チェックシート

【景観形成重点地区：諸町地区】

「□」欄は、チェック又は■で景観形成基準を確認したことを表示すること。
そのうち、配慮した事項については、右欄にその内容を記入すること。

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容								
建築物・工作物	配置	<input type="checkbox"/> 歴史的まちなみとの調和や町屋の連続性に配慮した配置及び形状となるように努める。								
	高さ 形態 意匠	<input type="checkbox"/> 城下町の風情を保全するため、建築物・工作物の高さは原則として2階建て程度以下とする。やむを得ず3階以上になる場合は、通り筋に面した部分への下屋又は庇の設置、壁面に工夫を凝らすなど、城下町の風情を損なわないように配慮する。								
		<input type="checkbox"/> 町屋が連続する歴史的まちなみに配慮し、格子や漆喰等の伝統的な意匠や日本瓦による勾配屋根の採用など、和風建築様式を基調とする。								
	色彩 素材	<input type="checkbox"/> 壁、屋根の色彩基準(マンセル値)は、以下の色彩とする。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse; text-align: center;"> <tr> <td style="padding: 2px;">色 相</td> <td style="padding: 2px;">R(赤)～Y(黄)</td> <td style="padding: 2px;">GY(黄緑)</td> <td style="padding: 2px;">他</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">彩 度</td> <td style="padding: 2px;">4以下</td> <td style="padding: 2px;">2以下</td> <td style="padding: 2px;">原則使用不可</td> </tr> </table>	色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他	彩 度	4以下	2以下	原則使用不可
		色 相	R(赤)～Y(黄)	GY(黄緑)	他					
		彩 度	4以下	2以下	原則使用不可					
		<input type="checkbox"/> さらに、無彩色又は素材色を用いるなど、城下町の風情を感じさせる落ち着いた色彩となるように努める。								
		<input type="checkbox"/> 漆喰仕上げ又は板張り等、城下町の風情を感じさせる材料を積極的に取り入れるように努める								
		<input type="checkbox"/> 外壁、屋根、塀等の各壁面のアクセント色は見付面積の5%未満とする。(但し、屋外広告物がある場合はそれを除いた面積の5%未満)								
	<input type="checkbox"/> 中津らしさを感じさせる地場産の材料を積極的に取り入れるように努める。									
	<input type="checkbox"/> 耐久性・耐候性に優れた材料や環境に優しい素材・製品を積極的に取り入れるように努める。									
	外構	<input type="checkbox"/> 城下町に相応しい既存の樹木の保全や在来種の採用により、地域の固有景観の保全・育成に配慮する。また、花壇やプランターの配置により、潤いのある景観の形成に努める								
		<input type="checkbox"/> 門、塀及び門扉は和風建築と調和したものとなるように努める。								
		<input type="checkbox"/> 車庫、物置等の付属家は、位置、形態、色調等を景観に配慮し、建物本体との調和に努める。								
<input type="checkbox"/> 公道に面する空き地及び駐車場等は、まちなみに調和した門扉の設置や植栽などにより、まちなみの連続性に配慮するように努める。										

事 項	景観形成基準	主に配慮した内容	
建築物・工作物	外構	<input type="checkbox"/> 屋外設備や施設は、通りから見えない位置に設けるか、木製格子の覆いを設けるなどにより、建物本体及び周辺景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 日よけテントを設置する場合は、色彩やデザインに配慮し、建築物との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 広告物は、まちなみや自然などの周辺景観と調和した形態、意匠となるように努める。	
		<input type="checkbox"/> 屋外に音を発する音響広告施設は設置しないこととする。	
		<input type="checkbox"/> 自動販売機を新設又は交換する場合は、建物の外壁と調和した木製の囲いやこげ茶色(マンセル値 10YR 2.0/1.0程度)にする等により、周辺の景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 夜間照明は、周辺の落ち着いた景観との調和に努める。	
		<input type="checkbox"/> 太陽光パネル等(広告物を除く。)を屋根面に設置する場合は、通りから見えない位置に設けるか、黒色の薄型パネルの設置などにより、建物本体及び周辺景観との調和に配慮するように努める。	

色彩計画書

※建築物・工作物に係る行為について添付すること。

地区の区分 大規模な行為等届出地区 特定施設届出地区 中津城周辺景観形成地区
景観形成重点地区 ()

対 象 事 項		仕 上 げ (材 料 ・ 方 法)		色 彩 計 画		
				色相	明度	彩度
建 築 物 等 の 外 観 の 色 彩	屋 根					
	外 壁					
	自動販売機					
	塀・擁壁等					
	その他					
	アクセント色 (※1)					
ア ク セ ン ト 部 分 等 の 面 積	/	ア ク セ ン ト 部 分 の 面 積	見 付 面 積 (屋 外 廣 告 物 を 除 く。)	基 準 見 付 面 積(※2) ×5%、10%、20%		
	東 立 面	m ²	m ²	m ²		
	南 立 面	m ²	m ²	m ²		
	西 立 面	m ²	m ²	m ²		
	北 立 面	m ²	m ²	m ²		
	屋 根 面	m ²	m ²	m ²		

備考

- 1 アクセント色は、建築物、工作物、附帯施設の屋根、外壁等に色彩基準以外の色を使用する場合に記入すること。
- 2 アクセント色の使用範囲は、屋外広告物を除いた各見付面積に以下の率を乗じた面積とする。
 - ①景観形成重点地区：豊後街道地区、諸町地区 1 / 2 0
 - ②上記地区①を除く、中津城周辺景観形成地区及び景観形成重点地区 1 / 1 0
 - ③上記地区①②を除く、大規模な行為届出地区又は特定施設届出地区 1 / 5
- 3 複数の建築物・工作物が設置される場合については、同一敷地内にある建築物・工作物・附帯施設の各方面から見える部分を合計した見付面積とする。